

アクセスポイントの設置

アクセスポイントとは何か

「アクセスポイント」とは、一般には、「あるネットワークにアクセスするためのポイント」を指す言葉である。

日本司法支援センター（以下「支援センター」という）の業務の重要な柱のひとつは、「情報提供」業務であり、それは、法的問題に関して専門家のアドバイスを得たいと考えた人に対して、相談機関等に関する適切な情報を提供する業務である。このような業務を提供するためには、あらかじめ、様々な相談機関が支援センターを核としてネットワーク化されていることが必要であり、このようなネットワークにアクセスするポイントを「アクセスポイント」と呼んでいる。

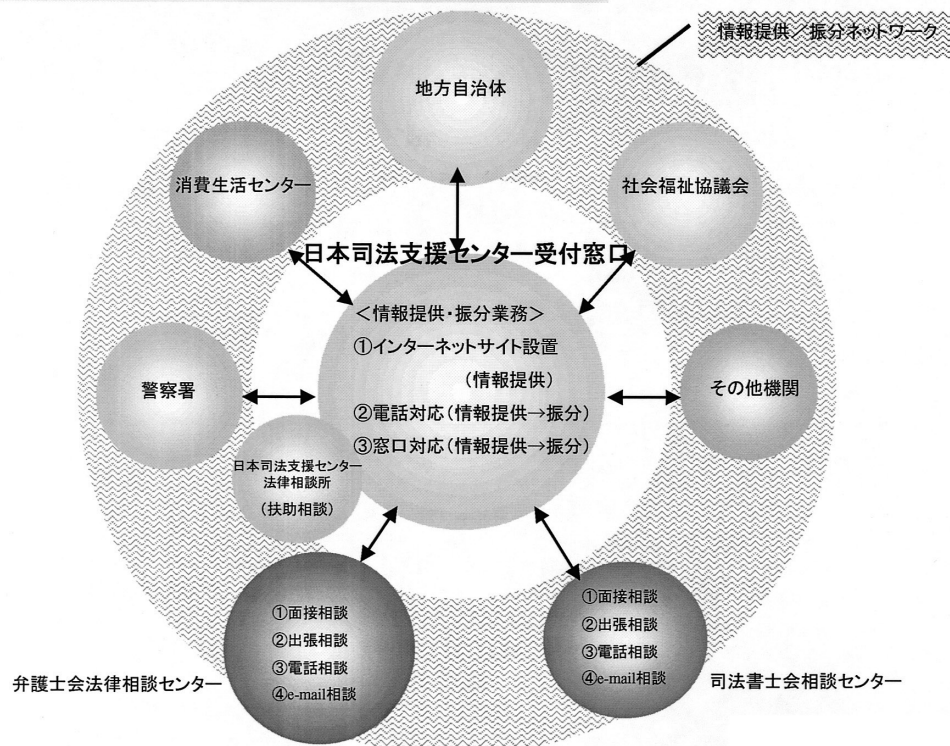
現在の想定スキーム

上記のような情報提供業務（これを「アクセスポイント業務」と呼ぶ）のためには、大まかに言って、①データベース構築、②ネットワーク構築、③アクセスポイントの設置という3段階での準備が必要と考えられている。

①データベース構築

社会の中にすでに様々な形で存在している相談機関に関する情報を、一元的なデータベースに構成することである。各機関の名称、所在地、対象とする相談の内容、実施日時、料金、相談担当者の種別などの情報

「アクセスポイント」イメージ図(案)



資料提供：日弁連日本司法支援センター推進本部事務局

を集積することになる。当然のことながら、データベースは膨大なものとなることが予想され、コンピュータシステム上に構築することになる。

②ネットワーク構築

相談機関相互間で振り分け機能を持つための連携関係の構築である。このネットワークは、各機関相互の関係によって、太くも、細くもなりうる。最も細かい場合には、支援センターが上記情報の提供を受けるだけということになるし、最も太い場合には、支援センターにおいて相談予約まですることができるような関係が考えられる。弁護士会相談センターは、もっとも強い連携先となることが想定されている。

③アクセスポイントの設置

「どこに設置するのか」という問題である。

どこに設置されるのか

アクセスポイント業務の提供のためには、いくつかの方法が考えられている。

i) インターネットサイト

1つは、インターネット上に開設されるサイトでの情報の提供である。上記データベースから、インターネット上に公開して差し支えないものを掲載することになる。現在考えられているのはあくまでデータの提供であって、インターネット上から予約もできるようなシステムまでは考えられていない。

ii) コールセンター

もう1つは、電話を利用した「コールセンター」の開設が検討されている。電話を利用することから、相談したい内容に応じて、ややきめ細かい情報提供が可能となると思われるが、電話ゆえの限界もあり、あくまで方法のひとつである。

iii) 窓口

3つ目の方法は、窓口での情報提供である。これには、2通り考えられ、1つは支援センターが、その窓口で情報提供する場合であり、もう1つは、支援センター以外の機関が、支援センターの提供する情報を利用して行なう場合である。

これらのすべてを総称して、「アクセスポイント」と呼んでいる。

データベースの構築

データベース構築のため、全国50の地裁管轄地を単位として、情報収集作業、つまり諸相談機関の洗い出し作業が始まっている。これは、弁護士会として従来から持っている情報に、インターネット上やペーパーベースで入手できる情報を加え、さらに相談業務を行なっていると考えられる各機関に情報の確認及び提供の依頼を行なっていくという、地道で骨の折れる作業である。

ちなみに、昨年、先行作業を行なった山梨県では、約1か月で200か所・機関のデータを集積したが、これと比較すると、東京地区では、数千のオーダーになるものと予想されている。

より良きアクセスポイント構築のために

アクセスポイント業務の目的は、国民・市民の司法・専門家へのアクセスの促進であり、無味乾燥な情報の提供にとどまるようなことや、相談機関のたらい回しを生じることがあってはならない。

その意味で、より良きアクセスポイントの構築のためには、上記「現在の想定スキーム」に記載した3段階の準備作業の中で、②のより良きネットワークの構築が最も重要である。諸相談機関は、それぞれ業務の目的、規模、主体、所管が異なっており、ただネットワークの構築を持ちかけただけでは容易には作業は進まず、様々なハードルを越える必要がある。しかし、支援センターは、我が国で初めて、アクセスポイント業務を、その本来業務のひとつとして発足する以上、利用者の期待に応えられるようなネットワークを構築する必要がある。

(日弁連日本司法支援センター推進本部事務局次長・
東弁副会長 矢澤昌司)